

令和5年5月

都留市議会 臨時会 市長説明

本日、令和5年5月都留市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席まことにご苦労様でございます。

去る4月23日に執行されました都留市議会議員一般選挙におきまして、当選の栄に輝きました議員各位に対し、深甚なる敬意を表するとともに、市民の付託と信頼に応え、市政の発展・住民福祉の向上に限りないご活躍をご期待申し上げます。

はじめに、4月早々、本市職員の間において新型コロナウイルス感染症が感染拡大し、多くの職員が罹患するという事態が生じてしまいました。

まずもって、市民の皆様をはじめ関係機関の皆様には、ご心配をお掛けいたしましたこと、また、お騒がせいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

このたびの感染拡大につきましては、4月10日の報道にありましたとおり、報道当初においては陽性者、濃厚接触者を合わせ87名の職員が欠勤となっておりましたが、最終的には、陽性者96名、濃厚接触者7名、計103名の職員が感染により欠勤したことが確認されました。

この間、感染防止策の強化・徹底、部課を越えた応援体制を構築するなど、可能な限りの対応を行い、業務停止には至らなかった

ものの、市民の皆様には業務縮小に伴い、ご不便をお掛けすることになりました。

その後、4月18日には、職員間の感染による欠勤はなく、一応の収束を確認したところであります。

感染原因といたしましては、職場内での会話やイベントなどのほか、飲食を伴う会合によるものも否定できない状況ではありますが、庁内における感染の第一の要因として、室内の換気が不十分であったことが、保健所からも指摘されております。

また、今回の爆発的な感染力を鑑み、変異株による感染拡大の可能性もあることから、現在、保健所において、ゲノム検査も行っているところであります。

5月8日より、5類に引き下げられた新型コロナウイルスですが、感染力が弱体化した訳ではありませんので、今回の教訓を十分に生かし、今後において同様の事態を招かないよう、十分注意し執務にあたる所存であります。

それでは、本臨時会に付議いたします案件につきまして申し上げます。

本議会への提出案件は、地方自治法第179条第1項の規定に

基づいた専決処分の承認を求める案件 2 件、補正予算案 2 件、人事案件 1 件であります。

まず、専決処分の承認を求める案件のうち、「都留市国民健康保険税条例中改正の件」につきましては、地方税法施行令等の一部改正に伴い、必要な改正をしたものであります。

次に、「都留市税条例中改正の件」につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正をしたものであります。

続きまして、補正予算案について、ご説明申し上げます。

はじめに、令和 5 年度一般会計補正予算案（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算とも 7 千 2 4 9 万 6 千円を追加し、予算総額を 1 6 3 億 8 2 0 万 8 千円とするものであります。

内容について、ご説明申し上げます。

3 款 民生費において、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、国及び県の給付金を財源に、子ども一人につき 1 0 万円を給付する経費として、7 千 2 4 9 万 6 千円を追加するものであります。

次に、公営企業会計について、ご説明申し上げます。

令和 5 年度都留市水道事業会計補正予算案（第 1 号）につきましては、県が実施する県道都留道志線拡幅工事に合わせた、配水管の

布設替工事費などとして、資本的支出に5千100万円を追加し、
予算額を3億1千369万8千円とするものであります。

続きまして、人事案件につきましては、任期満了に伴う、議員の
うちから選任する監査委員の選任についてであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしく
ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、説明
を終わらせていただきます。